

平成三十年三月二十七日受領
答弁第一六五号

内閣衆質一九六第一六五号

平成三十年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員城井崇君提出大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出大臣、副大臣、大臣政務官、国会議員等の活動の記録と保存に関する質問に
対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの「現時点での記録と保存の状況」、「日程表」、「活動記録」及び「訪問記録」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、行政文書の管理が公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第四条から第九条までの規定に基づき適正に行われることを確保するために各行政機関の長が設けた行政文書管理規則に基づき、個々の事案に応じて、文書の作成及び行政文書の整理等を行っているところである。